

## 欧州委員会、デジタル税の導入を提案

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### エグゼクティブ・サマリー

2018年3月21日、欧州委員会は、デジタル関連事業活動に対する課税の新たな指令に係る2つの提案(以下、「本提案」)を発表しました。

欧州委員会の本提案は、デジタル・サービス税(DSTあるいはDST提案)と呼ばれる暫定措置と、重要なデジタル・プレゼンス(SDPあるいは重要なデジタル・プレゼンスに係る提案)を有する場合の法人税制に係るルールを策定する中長期の理事会指令の2段階のアプローチを内容とするものです。

DST提案が欧州連合(EU)加盟国全域での総収入(売上高)に一律3%の税率を課すものであるのに対し、SDP提案はデジタル恒久的施設(デジタルPE)という新しい概念に注目し、併せて、帰属利益に関するルールを改訂するものです。

本提案と併せて公表されたQ&A資料によると、DSTは、現時点では効果的に課税されていない事業活動がEU加盟国に、即時に、年間約50億ユーロの税収をもたらすとされています。かかる税収を、EU加盟国の国内総生産(GDP)比で配分する場合、新税に賛成の立場を示してきた5カ国(フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、英国<sup>1</sup>)には約34億ユーロの税収が見込まれることとなります。

欧州委員会は、本提案と併せて公表されたプレス・リリースにおいて、SDPIに係る施策が、最終的には「共通連結法人課税標準」(Common Consolidated Corporate Tax Base: CCCTB)に統合され得ると指摘していますが、2つの提案間の明確な関係性は示されていません。

上述の2つの提案は、新しい指令によって、いずれも実現する可能性があると思われます。欧州委員会の本提案は、理事会によって採択され、欧州議会で協議されることとなりますが、欧州委員会は、遅くとも2019年12月31日までに最終的な採択がなされ、2020年1月1日付けで国内法が施行されることを期待しています。

前述のQ&Aには、本提案、実施手法並びに想定されるタイミングに関連してなされた欧州委員会の対応の根拠が述べられています。本提案と併せて公表されたファクトシートにも追加的な情報が記載されています。

## 議論の詳細

### 本提案の根拠

Q&A資料は、現行の国際的な法人税関連ルールが現代のグローバル経済の現実に適合するものではなく、また、国内に物理的な拠点を持たなくともデジタル関連サービスから利益を獲得できるというビジネス・モデルを捕捉していないとの欧州委員会の見解を解説しています。

当該資料は、現行の租税に関するルールがデジタル関連事業活動から利益を創出する新しい手法、特に、ユーザーがデジタル関連企業の価値の創出をもたらす役割を認識できていないとも述べています。欧州委員会は、その結果、価値が創出される場所と税金が支払われる場所との間に隔たりあるいは「ミスマッチ」があり、デジタル・ビジネス・モデルを有する企業の平均実効税率が従来型のビジネス・モデルを有する企業の実効税率の半分程度に留まっていると考えています(欧州委員会のファクトシートによると、平均実効税率は、前者が9.5%、後者が23.2%です)。

欧州委員会は、このような状況が早急な対応を要する以下のような複数のリスクをもたらすと述べています。

- ▶ デジタル企業に比べて従来型企業の税負担が重くなる傾向があるため、現行の制度は不公平であり、両者は公平な土俵に立っていない
- ▶ デジタル事業からの税収が得られないとしたら、EU加盟国の税収は危機に瀕する
- ▶ デジタル企業は発展のために安定した競争環境を必要としており、EUは、デジタル単一市場の成長を支援するために、現代的、公平かつ成長志向の租税に関するルールを必要としている

本提案は価値の創出におけるユーザーの役割にも触れており、価値は、往々にして、アルゴリズム、ユーザー・データ、販売機能並びに知識の組み合わせから創出されると述べています。例えば、Q&A資料には、ユーザーは、ソーシャルメディアで自分の好みを共有すること(例えば、「いいね」をリックすること)を通じて価値の創出に貢献すると記述されています。このようなデータはターゲット広告に使用され、マネタイズされることとなります。利益はユーザー(並びに広告を見る人が居住する)国で課税されるとは限らず、広告のアルゴリズムが開発された国等で課税されます。このことは、企業が課税される時点では利益に対するユーザーの貢献が考慮されないことを意味する、と欧州委員会は述べています。

### 暫定的解決法: デジタル・サービス税

Q&A資料によれば、暫定的な税であるDSTの導入は、欧州委員会が複数のEU加盟国からの要請に応じたもので、現時点では、EU域内の課税を完全に逃れているとみるデジタル活動をカバーする可能性があります。

Q&A資料は、DSTが、総売上税の形を取り、現行の税制の枠組から完全に逃れている特定のデジタル活動から生じる売上に適用される予定と説明しています。税率については、EU加盟国全域で一律3%とすることが提案されています。

プレス・リリース資料には、DSTはSDPが実施されるまでの期間に限って適用されるとされています。

本提案で概説されている通り、DSTは、特定のデジタル活動に係る税の共通システムに関する指令を通じて導入されることとなり、その法的根拠は、「欧州連合の機能に関する条約、第113条項: 間接課税のその他の形態」になります。

### 課税される売上の範囲

DSTは、価値の創出にユーザーが重要な役割を果たし、かつ現行の税規制下では捕捉することが非常に困難な活動から発生した売上に適用されます。具体的には以下の活動から発生する売上を指します。

- ▶ オンライン上の広告スペースの販売
- ▶ ユーザーと他のユーザーとの交流を可能とし、両者間のモノやサービスの販売を促進させるような仲介的活動
- ▶ ユーザーから提供された情報から創出されたデータの販売

## 適用基準額

DST提案は、2つの主な適用基準額を提案しており、DSTが適用対象となるためには、双方ともが満たされなければなりません。

- ▶ (課税対象)企業は全世界での年間売上高が7億5,000万ユーロ以上であること
- ▶ EU域内での売上高が5,000万ユーロ以上であること

本提案が示す通り、最初の適用基準額は、一定規模の企業に課税を限定し、どの法人が税負担を行うかという判断にあたって、企業及び税当局に法的確実性を担保すると同時に、中小のスタートアップ企業やスケールアップ企業には税の負担が及ばないことを確保する一助となります。2番目の適用基準額は、EU域内で大規模なデジタル活動を行ってきた企業のみ当該税が課されることを企図しています。欧州委員会の資料では、欠損の企業に係る記述はありません。

本提案は、EU条約及び世界貿易機関(WTO)の法的枠組みに従って、サービスを提供する自由並びに事業所設置の自由を尊重するために、DSTが完全な国内事業の状況にも適用され得ると述べています。

また、域外第三国から遂行される事業へのDSTの適用については、EU加盟国と域外第三国との租税条約の再交渉後、初めて、適用されないこととなります。

## 損金算入

欧州委員会が公表した文書によると、DSTは域外第三国との租税条約にもWTOのルールにも抵触せず、価値が創出された場所で利益は課税されるべきであるとする法人税制の最も基本的な原則に基づくものであるとの欧州委員会の考えを示しています。

欧州委員会は、さらに、二重課税のリスクを軽減する施策を本提案に盛り込んでいます。これは、DSTをコストとして課税ベースから除くことを可能とし、同一の所得に二重課税されるリスクを軽減するものです。同時に、欧州委員会は、当該EU統一税を導入するだけで、EU各加盟国の一方的な暫定施策のために生じる新たな税負担リスクが回避されると考えています。

## コンプライアンスに関連する課題

DSTは、申告納税制度に基づいています。EU加盟国は、納税者が(従来型の経済で行われていた通りに)納税義務を遂行しているかどうかを確認するための税務調査を行うことが可能です。企業の法令順守を助けるため、「ワン・ストップ・ショップ(One-Stop-Shop)」と呼ばれるデジタル・ポータルが設定されます。各EU加盟国は、当該制度の一環として、納税者の認識や徴税並びに加盟国への適切な配分の義務を負うこととなります。

## タイミング

DST提案が導入予定日を括弧書きにしているのは、導入のタイミングに関するEU加盟国の合意が得られていないことを示唆しています。本提案は、加盟国が遅くとも【2019年12月31日】までに、当該指令の遵守に必要な法律、規則並びに行政法規を採択、公布し、【2020年1月1日】から施行する旨を記載しています。

## 重要なデジタル・プレゼンス(SDP)に係る提案

重要なデジタル・プレゼンス(SDP)に係る提案の詳細は、2017年第4四半期に発行されたEUのブリーフィングと整合性がとれたものです。SDPは、何がデジタルPEを構成するのかについての新しい定義並びに帰属利益に関するルールの改訂に焦点を当てたものです。本提案には、これが単独のEU指令を通じて実行されることが記載されています。Q&A資料によれば、かかる施策は「共通連結法人課税ベース」(CCCTB)交渉にも含まれるべきだとされていますが、かかる指令は別個に導入される可能性があり、CCCTBの手続きに依存するものではないと思われれます。

## デジタル・サービスの定義

SDP提案によれば、「デジタル・サービス」とはインターネットあるいは電子ネットワーク上で伝達され、その性格上、基本的に自動的に人の介入を最小限に抑えた状態で供給されたもの、さらにITのない状況では実施が不可能なサービスとなっており、特に以下のようなサービスを含むものとされています。

- (a) ソフトウェア並びにソフトウェアの修正あるいはアップグレードを含むデジタル製品全般の供給
- (b) ウェブサイトあるいはウェブページ等の電子ネットワーク上の事業あるいは個人のプレゼンスに提供されるサービスあるいはこれを支援するサービス
- (c) インターネットあるいは電子ネットワークを介し、受手による特定のデータ・インプットに反応して、コンピューターから自動的に創出されるサービス
- (d) 想定される買手が自動手続によって買い値(ビッド)を提示し、コンピューターから自動的に創出される電子メールを通じて当事者に売却が通知されるオンライン市場として営業するインターネット・サイト上で、モノやサービスを売りに出す権利に係る報酬の移転



(e) 情報通信要素が補助的かつ従属的な部分を構成する情報のインターネットサービス・パッケージ(ISP)。換言すると、単なるインターネット・アクセスを超えたパッケージのことで、ニュース、天気予報あるいは旅行関連レポート、プレイグラウンド、ウェブサイト・ホスティング、オンライン上の討議あるいはその他同様の要素にアクセスするコンテンツ・ページ等その他の要素を含むもの

(f) 別紙IIIに記載のサービス<sup>2</sup>

デジタル・サービスは、別紙IIIに記載のサービス<sup>3</sup>あるいはモノの販売、あるいはインターネット、または電子ネットワークを使うことによって促進されるその他のサービスを含みません

## ネクサス(Nexus)

重要なデジタル・プレゼンスの概念は、EU域内において課税対象となるネクサスの設定を意図するものです。企業は、以下の3つの基準のうちの1つを満たした場合、重要なデジタル・プレゼンスを有するとみなされます。

- ▶ 1加盟国におけるデジタル・サービスからの年間売上高が700万ユーロ以上であること
- ▶ 1加盟国における一税務年度にデジタル・サービスにアクセスするユーザーが10万人以上であること
- ▶ 1税務年度における企業とビジネス・ユーザー間のデジタル・サービスに係るビジネス契約<sup>4</sup>が3,000件以上であること

## 帰属利益

SDP提案は、「経済協力開発機構(OECD)承認アプローチ(AOA)」が、SDPに関する帰属利益の基本原則となるとの欧州委員会の見解を示しています。ただし、本提案は、OECDの枠組みがデジタル活動から創出された価値を反映するよう、整合した手法で改訂される必要がある、とも述べています。

提案されたルールは、SDPに利益を配分するための一般原則を規定しています。当該ルールは、管理されているリスク、遂行された機能、PEによって使用された資産並びに利益配分の基準等に着目する現行の法人税関連ルールに基づいて策定されています。本提案には、デジタル事業から生み出される価値の大部分が、ユーザーが居住し、データが収集される場所で創出されるという点が、利益配分のプロセスに反映されているかどうか確認するための追加的なテストも含まれています。

本提案は、SDPがデジタル・インターフェイスを通じて遂行する経済的に重要な活動には、特に、以下の活動が含まれると規定しています。

(a) ユーザー・レベルのデータの収集、保管、処理、分析、配置並びに売却

(b) ユーザーが創出したコンテンツの収集、保管、処理並びに提示

(c) オンライン広告スペースの販売

(d) デジタル市場で第三者が創ったコンテンツを利用可能とすること

(e) (a)から(d)に記載されていない一切のデジタル活動の供給

## 税率

SDP提案は、SDPのもとで最終的に適用される可能性のある税率の情報を含んでいません。もっとも別途明らかになった欧州委員会のレポート<sup>5</sup>によれば、EU加盟国は自国内のデジタルPE帰属利益に関して、各国の国内法人所得税に準じたルールを適用することとなり、デジタル活動に適用される税率は各加盟国が決定することになるだろうと述べています。したがって、このようなアプローチが最終的に実現した場合の税率は、一般的な法人税率とは異なるものになる可能性があると思われる。また前述のレポートでは、予備的なサービスあるいは補助的なサービスとみなされているものの、実際には、データの収集や処理等といった中核的な事業活動であるデジタル・サービスが課税対象から除外されることを避けるため、指令に細分化防止ルールが含まれるべきだと提起しています。

## 域外第三国対応

SDP提案には、かかる施策の導入がEU加盟国間の租税条約に優先するものであり、また、任意の加盟国が域外第三国との間で租税条約を締結していない場合にも提案された新しいルールが適用されることが説明されています。

一方、EU加盟国が域外第三国との間で租税条約を締結している場合には、提案された新しいルールは適用されません。もっとも、このことは、EU加盟国の租税条約が改訂されない限り、EUのユーザーを有する事業がEU域外の課税対象居住者であるような状況において、新しいルールが適用されないことを意味します。したがって、欧州委員会は、加盟国が租税条約に以下の変更を加えるよう推奨しています。

- ▶ 企業がEU域内で重要なSDPを有する状況を勘案できるようPEの定義を変更すること
- ▶ 欧州委員会が提案した条項に適合するように、利益がどのようにSDPに帰属されるべきかについてのルールを含むこと

Q&A資料によると、欧州委員会は、SDPを国際的なレベルで実施するために重要となる域外第三国をEU加盟国が選定し、交渉を加速化させていくプロセスを支援するための準備を整えているとしています。また、EU域外の国や地域との租税条約に、必要な改訂を行う際のガイダンスを内容とするEU加盟国宛の勧告書を、本提案と同時に、別途公布しています。

## PE並びに帰属利益に係る国際的に認められた既存のルールとの整合性

Q&A資料では、デジタル税に対する国際的なレベルでの進展が困難な状況にあること、また、デジタル税に係る問題が発生し続ける状況を勘案すると、これ以上対応を遅らせる余裕はないとの欧州委員会の見解が詳述されています。

欧州委員会は、EUのアプローチと世界のアプローチとの整合性を保つため、本提案の策定にあたってOECD、G20並びにその他の国際的なパートナーとの間で緊密かつ定期的な連絡を取ってきた旨を説明しています。

欧州委員会は、EU提案が国際的な議論を進展させるきっかけとなり、また、国際的なレベルでの議論の基礎となる原則が、デジタル時代に適合するような、現代的で公平かつ効率的な法人税制の枠組みに転換できる明確な例を提供することによって、世界のパートナーの行動を促す一助となるべきだと提起しています。

## タイミング

SDP提案は、EU加盟国が遅くとも2019年12月31日までに、当該指令の遵守に必要な法律、ルール並びに行政法規を採択、公布し、当該条項を、2020年1月1日あるいは当該日以降の税務期間について施行する旨を提起しています。

## 本提案の影響

欧州委員会による本提案の公表は、それが国際税制の発展における画期的な瞬間になり得ることを示唆する一方で、欧州委員会並びにOECDという2つの多国間機関が双方ともにデジタル事業への課税という難問に取り組むという困難な状況を生み出しています(大多数のEU加盟国はOECDの加盟国でもあり、双方の機関の一部を構成しています)。

欧州委員会は、課題のグローバルな性格を考慮し、デジタル経済の課税について多国間かつ国際的なソリューションを見出すことが理想的なアプローチとなるであろうことを認めているのに対し、OECDは3月16日付の「[経済のデジタル化に起因する課税に関する中間報告](#)」で、「暫定策の必要性あるいはメリットに関する(グローバルな)合意は全く得られておらず、かかる施策はリスクや不都合な結果をもたらすであろうとの見方を以て多数の国が反対の意を表している」と報告しています。OECDは、その検討作業に関する情報の更新を2019年に発表する予定であること、また、BEPS IF(税源浸食と利益移転の包摂的枠組み)プロジェクトが2020年までのコンセンサスベースの施策策定に向けて作業を進めていることも付しています。

このような見解は、スティーブ・ニューシン米財務長官の3月16日付の声明でも強調されています。同長官は、「デジタル企業のみを対象にする提案には、それがどの国の提案であっても断固反対する。一部のデジタル企業は米国の雇用の創出や経済成長に大きく貢献している。新たに余分な税負担を課すことは成長を妨げ、最終的に労働者や消費者の損害となる。現代の経済から生じる、より広範な税に関する課題に対応し、国際的な税制度をより持続的な基盤に則ったものとするための国際的な協力体制は全面的に支援する」と述べています。

欧州委員会の立法提案は間もなく提出され、EU理事会の採択と欧州議会での協議が行われることとなります。ただし、(現時点では英国を含む)EU加盟国が、国内法としてのDSTあるいはこれに類似した税の導入に向けて一方的に作業を進める可能性があることには留意が必要です。

いずれの提案の実施にもEU加盟国の全会一致の賛成が必要です。EUの「強化された協力手続」の仕組み(9カ国以上の加盟国が1つのグループとして作業を進め、全加盟国に作業を進めることが義務付けられない仕組み)は1つの可能性ですが、かかる仕組みは、EU理事会が合意に近い状態に達したものの、少数のEU加盟国に最終採択を阻止された場合に使用されることが意図された緊急時の予備条項とみなされます。したがって、「強化された協力手続」の仕組みの使用は現段階では想定されません。

今般明らかにされた各提案の概要を踏まえ、企業は多国間ベース、自国ベースの双方でデジタル税の影響および対応を評価、定量化、計画するための枠組みを導入するために、動向を注視していく必要があると思われます。

---

## 巻末注

1. フランス:10億1,000万ユーロ、ドイツ:14億9,000万ユーロ、イタリア:5億4,000万ユーロ、スペイン:3億6,000万ユーロ、英国:7億6,600万ユーロ(出所:世界銀行GDP統計)
2. ウェブサイト・ホスティング並びにウェブページ・ホスティング:オンライン上の自動化されたプログラム・リモート管理。リモート・システム管理、特定のデータが電子的に保管、回収されるオンライン・データ保管、オンデマンド・ディスク・スペースのオンライン・サプライ。(調達・会計プログラム及びウイルス対策ソフトウェアを含む)ソフトウェアのアクセスあるいはダウンロード並びに更新、バナーロッカーと呼ばれるバナー広告の表示を阻止するソフトウェア、(プリンター等の)周辺機器の付いたコンピューターにインターフェイスするソフトウェア等のダウンロードドライバー、ウェブサイトへのフィルターのオンラインの自動インストール、ファイアーウォールのオンラインの自動インストール、デスクトップ・テーマのアクセスあるいはダウンロード、写真又は画像又はスクリーン・セーバーのアクセスあるいはダウンロード、書籍のデジタル・コンテンツ及びその他の電子出版物、電子版の新聞及び雑誌の購読、ウェブログ及びウェブサイトの統計、オンライン・ニュース、交通情報及び天気予報、法律及び金融関連データ等、顧客がインプットした特定のデータからソフトウェアによって自動的に生成されたオンライン情報(特にリアルタイムで継続的に更新される株式市場データ等のデータ)、ウェブサイトやウェブページ上のバナー広告を含む広告スペースに関する規定、検索エンジン及びインターネット・ディレクトリーの使用、コンピューター及び携帯電話への音楽のアクセスあるいはダウンロード、CMソング、録音、リングトーンあるいはその他の着信音、映画のアクセスあるいはダウンロード、コンピューター及び携帯電話へのゲームのアクセスあるいはダウンロード、距離的に離れた地点にいるプレイヤーがインターネットあるいはその他の類似の電子ネットワークを通じて行うオンライン・ゲームへの自動的なアクセス、インターネットあるいはその他の類似の電子ネットワークを使った自動の遠隔授業並びに教師と生徒間のコミュニケーションのみを目的としたツールとしてインターネットあるいはその他の類似の電子ネットワークが使われる場合を除く仮想教室(バーチャル・クラスルーム)を含む、人間の介在が限定的あるいは皆無の遠隔授業の提供、生徒がオンライン上で完成させ、人間の介在なしに自動採点されるワークブック
3. ラジオ及びテレビの放送サービス、情報通信サービス、注文及び処理が電子媒体を通じて行われるモノの取引、CD-ROM、フロッピー・ディスク及び類似の有形のメディア、書籍、ニュースレター、新聞或いはジャーナル等の印刷物、CD及びオーディオ・カセット、ビデオ・カセット及びDVD、CD-ROM上のゲーム、顧客にeメールを通じて助言する弁護士や金融コンサルタント等の専門サービス、教師が授業の内容を(リモート・リンク経由で)インターネットあるいは電子ネットワークを通じて配布する授業サービス、コンピューター機器のオフラインの修理サービス、オフラインのデータ保管サービス、広告サービスとりわけ新聞、ポスター及びテレビの広告、電話のヘルプデスク・サービス、郵便による通信教育等の通信コースのみに係る授業サービス、買建値(ビット)の提示の仕方にかかわらず、人間の直接的な介在を通じた従来型のオークション・サービス、ビデオフォン・サービスと称されるビデオの要素を備えた電話サービス、インターネット及びワールド・ワイド・ウェブへのアクセス、インターネットを通じた通話サービス
4. ビジネス契約の件数に係る基準が企業間(B2B)契約のみを考慮したものであるべきなのは、当該契約が表す価値が個人間で締結された契約の価値より重要と考えられ得るからです。
5. 「欧州委員会のデジタル税導入の動きは、大西洋を挟んだ欧・米間の緊張を増している」(出所:「ポリティコ」、2018年2月28日)

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、貴社のEY担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180417

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)